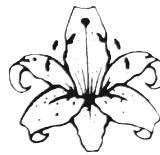


購讀料

一箇月 一二、九三〇円 一箇年 三五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)

神奈川県公報



県の花：山ゆり

毎週火曜日及び金曜日発行

令和元年7月19日(金曜日) 号外第19号

目 次

ページ

○監查委員公表

監査の結果により講じた措置について

監查委員公表

神奈川県監査委員公表第3号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、その内容を公表する。

令和元年7月19日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 太 田 真 晴
同 吉 川 知 惠 子
同 桐 生 秀 昭
同 松 崎 淳

1 措置の対象となった監査の結果

平成30年12月7日（神奈川県公報号外第67号）神奈川県監査委員公表第20号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会、収用委員会及び公安委員会を除く55か所（既報告の18か所を除く。）に係る86事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成30年8月29日 (平成30年7月11日及び同月20日職員調査)	<p>(不適切事項) 契約事務において、航空機騒音調査委託契約2件（契約額計579,600円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。</p> <p>(要改善事項) 政策局、総務局、くらし安全防災局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局及び県土整備局に属する出先機関のうち34所属が保有する業務用の車両（以下「公用車」という。）80台について、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーション（自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器。以下「カーナビ」という。）が搭載されることにより、7所属の11台に係るカーナビについては、日本放送協会（以下「NHK」という。）とその放送の受信について</p>	<p>不適切事項については、受託者との連絡調整及び契約事務の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、受託者と連絡を密にするとともに、複数の職員による確認及び進行管理の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、出先機関の所管課長を集めた会議を実施し、テレビ受信機能が必要であると判断した場合や、現在、搭載しているカーナビについても、改めてテレビ受信機能が必要であると判断し、引き続き、テレビ受信機能を有するカーナビを搭載することとした場合には、NHKとの受信契約が必要である旨を周知徹底した。</p> <p>また、今後、公用車を更新する際にカーナビを搭載する場合には、テレビ受信機能の必要性を検討し、必要ないと判断した場合にはテレビ受信機能のない機種を選択するよう指導した。</p>

この公報は再生紙を使用しています

		<p>の契約（以下「受信契約」という。）を締結し、受信料を支払っており、19所属の33台に係るカーナビについては、NHKの放送が受信でき、NHKと受信契約を締結することとされているにもかかわらず、受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていないかった。</p> <p>（以下平成30年12月7日（神奈川県公報号外第67号）神奈川県監査委員公表第20号中、第3監査の結果3(2)①のとおり。）</p>	
政策部土地水資源対策課	平成30年 8月29日 (平成30年 7月23日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、相模湖交流センター土地賃貸借契約5件（長期継続契約、契約総額計270,606,988円）の平成29年度支払額8,168,847円について、支出負担行為に当たり、執行伺票の起票及び決裁が3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、平成29年度の共架柱に係る使用料2件、3,584円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、会計局指導課通知の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、管理する財産の現状把握及び関係規定の認識が不十分であったことによるものであり、平成30年9月21日に使用許可を行い、平成29年度の使用料相当額については、平成30年11月5日に収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、管理財産の適切な状況把握に努めるとともに、関係規定や知識を共有することにより適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター	平成30年 8月29日 (平成30年 5月29日及び同月30日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 広告の掲示に伴い広告主から徴収すべき行政財産使用料及び広告収入に係る収入未済2件、39,498円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していないかった。</p> <p>(2) 自動販売機等設置場所賃貸借契約に伴う賃借料1件、6,091,200円について、契約に定める納付期限を著しく超えて調定を行っていた。</p> <p>2 支出事務において、飲料品代1件、2,592円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていないかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 督促状を発行していないかったことについては、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、収入未済一覧表を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 調定遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、既存の進行管理表を改善するとともに、複数の職員による確認体制を強化することなどにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、執行状況の確認に加え、新たに支出命令の確認を行う進行管理表を作成するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県県央地域県政総合センター	平成30年 4月26日 (平成30年 3月12日から同月15日まで職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、中沢水源分収林の伐倒木の売払いに伴う分収金1件、243,890円の支払に当たり、分収金額決定に係る土地所有者への通知が、土地所有者へ支払うべき分収金額を決定した日から3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 契約事務において、測量機器等（予定価格計92,524円）の購入に当たり、これらを一括して見積合せを実施し、購入すべきところ、レーザー距離計（予定価格49,216円）とアルミ製標尺等（予定価格</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、新たに事務処理状況の確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、複数の物品を同時に調達する場合には、そのうちの特定の物品の予定価格が5万円未満であれば、当該物品の見積価格が5万円以上であっても、需用費で執行できるということを認識していないかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、会計局担当</p>

		43,308円)に分割し、それぞれ1者からのみ見積書を徵して随意契約を締結し、購入していた。	課への照会を徹底し、経理担当職員で情報を共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県湘南地域県政総合センター	平成30年4月23日及び同年8月21日(平成30年3月1日、同月2日、同月5日及び同月6日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可(2台、2.84m ²)に当たり、一般競争入札の例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として使用許可が認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の収支状況を提出させておらず、配慮の必要性を検証していかなかった。	不適切事項については、施設財産部長通知の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県県西地域県政総合センター	平成30年4月24日(平成30年3月6日から同月9日まで職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 土地改良財産使用料の収入未済11件、51,320円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していかなかった。 2 中高年ホームファーマー研修受講料の収入未済1件、30,000円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としていた。 3 行政資料の複写代等として領収した現金1件、50円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していかなかった。	不適切事項の収入事務については、次のとおり措置した。 1 督促状の発行が遅れたことについては、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 督促状の指定期限に誤りがあったことについては、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 現金領収に伴う指定金融機関等への納付が遅れたことについては、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成30年8月30日(平成30年7月17日職員調査)	(要改善事項) 政策局、総務局、くらし安全防災局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局及び県土整備局に属する出先機関のうち34所属が保有する業務用の車両(以下「公用車」という。)80台について、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーション(自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を行ふ機器。以下「カーナビ」という。)が搭載されていることにより、7所属の11台に係るカーナビについては、日本放送協会(以下「NHK」という。)とその放送の受信についての契約(以下「受信契約」という。)を締結し、受信料を支払っており、19所属の33台に係るカーナビについては、NHKの放送が受信でき、NHKと受信契約を締結することされているにもかかわらず、受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていかなかった。 (以下平成30年12月7日(神奈川県	要改善事項については、次のとおり措置した。 各所属に対して、テレビ受信機能を有するカーナビに係る受信契約の取扱いについての周知が不十分であったことから、そうした点について、改めて周知徹底することとした。 また、総務局内の出先機関が保有する公用車は、業務上、テレビ受信機能は不要なため、現在搭載しているテレビ受信機能を有するカーナビについては、テレビ受信機能を有しないカーナビに順次更新することとした。

		公報号外第67号) 神奈川県監査委員公表第20号中、第3監査の結果3(2)(①のとおり。)	
組織人材部人事課	平成30年8月30日 (平成30年7月18日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 1 本県から他の地方公共団体に派遣している職員の一時帰庁(平成28年12月)に係る旅費1件、28,100円について、旅費担当者が代行入力を失念したため、旅行日から著しく遅延した平成29年7月に支給していた。 2 職員の給与等を計算するための新人事給与システムを平成29年1月から本格稼働したところ、データ移行ミスやシステムの設定誤りなどの処理誤りが189事象あった。その結果、給与等の支払事務を行う各所属において、児童手当の支給漏れや時間外手当の計算誤りなどにより、給与等について、過大支給(約29,000千円)及び支給不足(約548,000千円)が発生していた。	不適切事項の庶務事務については、次のとおり措置した。 1 旅費の支払遅延については、複数の職員での確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、旅費担当者に任せきりにせず、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 給与等の過大支給・支給不足については、県とシステム開発事業者間での認識のずれにより、システム設定の誤りやデータ移行ミスが発生したことによるものであり、過大支給・支給不足については、発生の次の月の支給日以降に、順次清算を行った。 今後は、このようなことがないよう、システムの設定を修正するとともに、手順ミスの防止対策を併せて行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
財政部税務指導課	平成30年8月30日 (平成30年7月26日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、廃油収集運搬及び処分業務委託契約(単価契約、支出額153,575円)に係る第2回目の発注について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、支出負担行為額を増額する前に業務を発注していた。 2 契約事務において、平成29年度たばこ流通情報管理システム運用業務委託契約(契約額6,306,768円)及び平成29年度軽油流通情報管理システムに係るデータエントリ業務委託契約ほか1件(単価契約、支出額計1,438,350円)について、契約書に定められている業務処理責任者等に係る通知等を提出させていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、執行状況の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、契約内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(3) 国際文化観光局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
国際課	平成30年8月24日 (平成30年7月2日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、株式会社横浜国際平和会議場株券(40,000株、台帳価格20億円)の国際課から国際観光課への管理換えに当たり、神奈川県原有財産規則の規定に基づく引き継ぎの手続が著しく遅延していた。	不適切事項については、神奈川県原有財産規則の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、財産経営課が開催する財産管理事務担当者に対する研修を積極的に受講させ、職員のスキル向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
文化課	平成30年8月24日 (平成30年7月3日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、県民ホール本館舞台設備改修工事ほか1件(契約額計1,105,176,768円)の設計に当たり、工事監理業務の委託対象工事として必要となる委託監督員の業務範囲や委託監督員の通知について明示した特記仕様書を設計図書として添付していなかった。この結果、入札公告時に入札参加者に対して委託監督員の設置の有無や業務範囲を明示	不適切事項については、工事事務に関する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県工事執行規則等関係規定を十分に確認するとともに、疑義がある場合には、同規則所管局に確認等を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。

		しておらず、また、契約時に委託監督員の設置に係る通知をしていなかった。	
観光部観光企画課	平成30年8月24日 (平成30年7月4日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、職員緊急参集訓練に係る出張に当たり、庶務事務システムに入力されていなかったため、旅費1件、336円を支給していなかった。	不適切事項については、当該訓練に係る旅費の取扱いについて各職員への周知が不十分であったことなどによるものであり、平成30年8月10日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
観光部国際観光課	平成30年8月24日 (平成30年7月4日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、株式会社横浜国際平和会議場株券(40,000株、台帳価格20億円)の国際課から国際観光課への管理換えに当たり、神奈川県県有財産規則の規定に基づく引継ぎの手続が著しく遅延していた。	不適切事項については、神奈川県県有財産規則の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(4) スポーツ局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
スポーツ課	平成30年7月20日 (平成30年6月13日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、公益財団法人神奈川県体育協会に貸し付けていたステレオミキサー1点、154,980円の処分に当たり、同協会が事前に神奈川県知事の承認を得ることなく、当該物品を処分していたことを把握していたにもかかわらず、速やかに必要な手続を行わせなかつたため、処分手続が著しく遅延していた。	不適切事項については、物品に係る事務処理の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、管理物品の処分申請に係る事務処理に遺漏のないよう、課内に周知徹底を図るとともに、情報共有を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(5) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成30年8月22日 (平成30年6月28日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、平成29年9月分の電気料金(20施設分14,597,315円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息854円を支払っていた。 2 契約事務において、野生傷病鳥獣救護業務委託契約(契約額1,600,000円)について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、同年5月8日に締結していた。 (要改善事項) 政策局、総務局、くらし安全防災局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局及び県土整備局に属する出先機関のうち34所属が保有する業務用の車両(以下「公用車」という。)80台について、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーション(自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器。以下「カーナビ」という。)が搭載されていることにより、7所属の11台に係るカーナビについ	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理及び支払日に係る確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による進行管理及び支払日の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことのないよう、進行管理表を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 要改善事項については、平成30年9月10日付け事務連絡により、局内各所属に対して、公用車に搭載されているテレビ受信機能付きカーナビゲーションの取扱いについて放送法等に抵触しないよう適切な対応を行う旨の注意喚起を行った。また、新たにカーナビが搭載された公用車の調達を行う際は、テレビを視聴する必要性がない場合には、テレビ受信機能がないカーナビを選択することにより、放送法等に抵触する事態を避けるとともに、不要な支出を抑制し、適切な事務の執行を図ることとした。

		<p>ては、日本放送協会（以下「NHK」という。）とその放送の受信についての契約（以下「受信契約」という。）を締結し、受信料を支払っており、19所属の33台に係るカーナビについては、NHKの放送が受信でき、NHKと受信契約を締結することとされているにもかかわらず、受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていないかった。</p> <p>（以下平成30年12月7日（神奈川県公報号外第67号）神奈川県監査委員公表第20号中、第3監査の結果3(2)①のとおり。）</p>	
環境部資源循環推進課	平成30年8月22日 (平成30年7月6日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、不法投棄監視カメラのリース契約に当たり、カメラの撤去に係る記載が仕様書に十分になされていなかったため、リース期間が満了したカメラの撤去に係る工事費の負担について受注者から疑義が示され協議となり、結果として当初の設計でリース料に含むこととしていた工事費204,120円を県費で負担していた。</p>	<p>不適切事項については、仕様書の記載内容に不明確な表現があったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、過去の同種の契約だけでなく、他機種の契約や、他所属における同種の契約を参考することにより、適正な事務の執行に努めることとした。</p>
農政部畜産課	平成30年8月22日 (平成30年6月28日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>工事事務において、元大野山乳牛育成牧場における牧場道路の地籍測量及び表示登記業務委託契約（契約額12,398,400円）について、契約額には影響は及ぼさなかつたものの、現場精査に伴う実績数量を反映した契約変更を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、契約変更に関する理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、組織として業務に係る根拠資料を整理するなど適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県自然環境保全センター	平成30年3月16日 (平成30年3月15日及び同月16日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、元箱根園地の施設維持管理業務の受託者との間で締結した協定により、受託者が支払うこととされている国有財産使用料相当額1件、1,134,053円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、収入事務の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県農業技術センター北相地区事務所	平成30年2月27日 (平成30年2月23日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、行政財産の使用許可に係る行政財産使用料3件、181,674円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、収入事務の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理の徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所	平成30年2月27日 (平成30年2月21日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、写真機1台（帳簿額86,100円）が所在不明であった。</p>	<p>不適切事項については、物品の処分手続の確認不足により、不用決定前に廃棄したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、確認表を作成し、不用決定の処理状況を確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(6) 福祉子どもみらい局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成30年8月23日 (平成30年6月25日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、履行延期及び分割返納を承認した債務者1名に係る介護福祉士等就学資金貸付金返納のうち、平成30年4月返納分1件、5,000円について、履行期限の属する平成30年度の歳入と</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、会計年度に関する理解及び関係職員によるチェックが不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、会計事務の理解向上を図るとともに、複数の職員による確認体</p>

		<p>して整理すべきところ、平成29年度の歳入としていた。</p> <p>2 契約事務において、入札事務が遅れたことにより、さがみ緑風園及び中井やまゆり園のリース車両の契約期間満了に伴う新車購入が遅れ、リース期間満了後から納車までの間をレンタカー及び借上バスで対応することとしたため、当初予定していなかった賃借料2件、264,000円を支出することとなり、不経済な執行となっていた。</p> <p>3 契約事務において、介護支援専門員証交付業務委託ほか5件（契約額計57,363,347円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日又は同月3日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>政策局、総務局、くらし安全防災局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局及び県土整備局に属する出先機関のうち34所属が保有する業務用の車両（以下「公用車」という。）80台について、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビレーション（自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器。以下「カーナビ」という。）が搭載されていることにより、7所属の11台に係るカーナビについては、日本放送協会（以下「NHK」という。）とその放送の受信についての契約（以下「受信契約」という。）を締結し、受信料を支払っており、19所属の33台に係るカーナビについては、NHKの放送が受信でき、NHKと受信契約を締結することとされているにもかかわらず、受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていないかった。</p> <p>（以下平成30年12月7日（神奈川県公報号外第67号）神奈川県監査委員公表第20号中、第3監査の結果3(2)①のとおり。）</p>	<p>制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については次のとおりである。</p> <p>(1) 入札事務が遅れたことにより不経済な執行となつたことについては、進行管理及び納車が遅れることによる弊害に対する検討が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、事業課と進捗状況を共有し進行管理を図るとともに、複数の職員による検討・相談体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 契約手続が遅れたことについては、委託契約に係る事業者との調整及び進行管理が不十分であつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、事業者への説明を十分行うとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、局内各所属のカーナビでのテレビ視聴の必要性、NHK受信契約の有無を改めて確認し、対応方法を体系化した上で、必要な措置をとるよう指導した。</p> <p>また、今後カーナビが搭載された公用車を購入する際、テレビを視聴する必要性がないと認められる場合には、テレビ受信機能を有しないカーナビを選択するよう、局内に通知を行った。</p>
人権男女共同参画課	平成30年8月23日 (平成30年6月25日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、ポータブルDVDドライブの購入代1件、104,760円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息300円を支払っていた。	不適切事項については、当課と総務室との請求書類の受渡しに不備があり、支出についての進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、課内で本事案と今後の改善方策について情報共有し、再発防止を徹底した。また、課独自に総務室と当課との執行書類受渡し簿を作成・配置し、受渡しのたびに総務室職員の受領印（サイン）を得ることに加え、執行管理表による支出状況の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
福祉部地域福祉課	平成30年8月23日 (平成30年7月2日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、履行延期及び分割返納を承認した債務者1名に係る介護福祉士等就学資金貸付金返納のうち、平成30年4月返納分1件、5,000円について、履行期限の属する平成30年度の歳入として整理すべきところ、平成29年度の歳入としていた。	不適切事項については、会計年度に関する理解及び関係職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、債権管理簿に履行延期を認められている期間を明記するよう管理办法を改めるとともに、関係職員に対して制度理解の徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。

福祉部障害福祉課	平成30年 8月23日 (平成30年 7月 6日 職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、入札事務が遅れたことにより、さがみ緑風園及び中井やまゆり園のリース車両の契約期間満了に伴う新車購入が遅れ、リース期間満了後から納車までの間をレンタカー及び借上バスで対応することとしたため、当初予定していなかった賃借料2件、264,000円を支出することとなり、不経済な執行となっていた。</p> <p>2 支出事務において、平成29年9月請求分のインターネット回線使用料6,804円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息54円を支払っていた。</p> <p>3 指定管理者事務において、津久井やまゆり園ほか2施設に係る指定管理業務について、指定管理者に個人情報を取り扱わせているにもかかわらず、各施設の管理に関する基本協定書の個人情報保護に関する別記事項で定められた個人情報の取扱いに係る届出書等を提出させていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことなどにより、入札事務への着手が遅れたことによるものである。</p> <p>今後は、このようないよう、総務室と進捗状況を共有し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようないよう、担当者が執行状況管理表による自己点検を行うとともに、課内決裁以降の進行管理を他職員が別途管理することで、複数の職員による進行管理を行う体制に見直すことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 指定管理者事務については、基本協定書別記事項の内容について確認不足であったことによるものであり、平成29年11月 1日に、個人情報の取扱いに係る届出書等を提出させた。</p> <p>今後は、このようないよう、基本協定書本文及び別記事項に定められた届出書類について一覧化した上で、県と指定管理者双方において連絡を密に取り合い、適正な事務執行に努めることとした。</p>
福祉部生活保護課	平成30年 8月23日 (平成30年 7月 4日 職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、戦没者慰靈堂附属会館空調コントロールボックス及びファンコイルスイッチ交換工事契約（契約額1,553,040円）について、契約で定められた工事に係る工程表等を提出させていなかった。</p>	<p>不適切事項については、契約内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようないよう、契約に伴う必要書類について複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立子ども自立生活支援センター	平成30年 3月 2日 (平成30年 3月 1日 及び同月 2日 職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、児童福祉施設等職員賄料の収入未済11件、32,370円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、3件、9,213円について、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県財務規則についての認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようないよう、センター全体のスケジュールにも納付期限を明記するとともに、神奈川県財務規則の周知を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立青少年センター	平成30年 8月23日 (平成30年5月 24日 及び同月 25日 職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、平成30年度の事業執行に伴い使用する郵便切手について、総務局長通知に反し、平成29年度末に執行残金により1,010,800円分を購入していた。</p> <p>2 支出事務において、ひきこもり相談補助員への謝礼金（2名分9,340円）の支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。</p> <p>3 契約事務において、「青少年のためのロボフェスタ2017」のチラシ及びポスター印刷契約（契約額409,320円）の履行確認に当たり、市町教育委員会（12か所）への納品分について、納品の事実を確認しないまま、履行済みとして検査を完了し、契約代金を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、総務局長通知の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようないよう、関係総務局長通知の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようないよう、事業部門と執行部門の連携をより密にするなど、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 契約事務については、関係規程の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようないよう、関係規程の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適切な事務執行に努めることとした。</p>

(7) 健康医療局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項